



秋の予防接種が始まります



10月1日(水)から、インフルエンザと新型コロナウイルスの予防接種が始まります。予診票は、指定医療機関窓口で配布します。接種の予約は、医療機関へ直接お問い合わせください。くわしくは市ホームページをご覧ください。

問健康推進課予防接種係☎(527)3272

■高齢者等の定期接種

▶対象＝▷接種日当日に65歳以上の市民の方▷60歳以上65歳未満の方で心臓や腎臓、呼吸器等の内臓疾患により身体障害者手帳1級程度の障害がある市民の方

ワクチン種別	期 間	自己負担額
インフルエンザ	10月1日(水)～ 令和8年1月31日(土)	2,500円
新型コロナウイルス	10月1日(水)～ 令和8年3月31日(火)	6,500円

■子どものインフルエンザ任意接種費用助成

▶期間＝10月1日(水)～令和8年1月31日(土)

ワクチン種別	対象(接種日当日)	助成金額*
注射用H Aワクチン	生後6か月～小学6年生 の市民の方	1,500円(2回)
けいびなま 経鼻生ワクチン	2歳～小学6年生の 市民の方	3,000円(1回)

* 自己負担額は医療機関により異なります

■妊婦の方のインフルエンザ任意接種費用助成

▶対象＝妊娠届を提出した妊婦で市民の方▶期間＝10月1日(水)～令和8年1月31日(土)▶助成金額＝1,500円(1回)。自己負担額は医療機関により異なります)



年金生活者支援給付金を支給します

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

■対象

▶老齢基礎年金を受給している方＝次の要件をすべて満たしていることが必要です▶65歳以上▶世帯員全員の市民税が非課税▶年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下▶障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方＝前年の所得額が約479万円以下

■請求手続き

▶すでに年金を受給していて、新たに年金生活者支援給付金の対象となる方＝日本年金機構から請求手続きの案内が届きます。給付金の受け取りを希望する方は、同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を投函してください〔令和8年1月5日（月）までに請求手続きが完了すると、令和7年10月分からさかのぼって給付金を受け取ることができます〕▶これから年金を受給する方＝年金請求と併せて年金事務所です手続きしてください▶すでに本給付金を受け取っている方＝手続きの必要はありません。

問日本年金機構「給付金専用ダイヤル」☎0570(05)4092〔ナビダイヤル〕、日本年金機構立川年金事務所☎(523)0352



スマホ活用でお困りの方
郵便局で支援します

市は、日本郵便株式会社と連携し、お手持ちのスマートフォンを活用するための支援サービスを提供しています。

「スマホを持ってはいるけど、使い方がよくわからない」「スマホを市
の手続きやマイナポータルで使ってみたい」などのお悩みをおもちの方
はぜひご利用ください。スマートフォンの基本操作からマイナポータル
の活用までサポートします。

サポートメニュー

■基本操作など

①メールの作成方法 ②インターネットの検索方法操作 ③オンラインによる行政手続きのデモ申請 ④LINEアプリのインストール ⑤立川市公式LINEアカウントの登録 ⑥たちかわごみ分別アプリのインストールと市粗大ごみ収集受付サイトの案内

■マイナポータル操作

⑦マイナポータル設定 ⑧地方公共団体の手続きを検索 ⑨「わたしの情報」の確認方法 ⑩「やりとり履歴」の確認方法 ⑪「お知らせ」の確認方法 ⑫口座情報の登録 ⑬マイナンバーカードのパスワード変更

場・申 下表の郵便局。希望するサポートメニューを選んで、直接、または電話で予約してください**持** スマートフォン

郵便局名	所在地	電話番号
立川郵便局	曙町2-14-36	☎0570(943)458
立川錦町四郵便局	錦町4-11-18	☎(522)9854
立川大山郵便局	上砂町3-11-17	☎(535)0771
立川西砂郵便局	西砂町5-26-1	☎(531)4701
立川柏町郵便局	柏町4-51-1	☎(535)0795
立川幸郵便局	幸町1-13-2	☎(535)0773
立川富士見六郵便局	富士見町6-15-2	☎(523)9981

問改革推進課・内線2702



**9月20日～26日は
動物愛護週間です**

動物愛護週間は、動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深める週間です。この機会に、私たちが飼っている動物、身近にいる動物たちについて、もう一度考えてみましょう。

■責任と愛情をもって終生飼いましょう

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼育する責任があります。どうしても飼えなくなった場合でも、飼い主に不測の事態があった場合でも、ペットが安全に安心して暮らせる環境を用意してあげることが飼い主の努めです。

■ペットを飼う前に

ペットを飼うことに対する理解・知識不足を原因とした遺棄や虐待、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為などの事例も多発しています。ペットを飼う前に、最期まで責任をもって飼えるのか、家族と話し合い、もう一度よく考えてください。

問市環境政策課・内線2244

動物愛護フェスティバル

くわしくは「動物愛護週間中央行事実行委員会」のホームページをご覧ください。

■「人もどうぶつも守る防災術」をテーマにしたシンポジウムなど
 時 9月23日(火・祝) 正午～午後3時30分 場 東京国立博物館平成館

■ステージイベント、スタンプラリー、各種ブース出展など

時 11月15日(土) 午前10時～午後4時 場 上野恩賜公園(不忍池周辺)
問 東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課 ☎ 03(5320)4412